

第2回 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」
改定に係る意見聴取会議 開催結果について

- 1 日時 平成30年9月25日(月) 午前10時から午前12時
- 2 場所 京都府家庭支援総合センター
- 3 出席者
- (委員) 中村委員、桐野委員、井上委員、桑原委員、野田委員、富名腰委員、
本郷委員、田原委員、入澤委員、田尻委員
(欠席：大島委員、芹澤委員、三木委員、佐原委員、中川委員)
- (京都府) 足立府民生活部男女共同参画監、木村男女共同参画課長、
高野家庭支援課長、福井家庭支援総合センター所長、
福井京都府男女共同参画センター副館長等

4 議事内容

(1) 調査結果の報告(意見交換)

(2) 相談の現状について

(3) 計画改定に係る主な論点について(意見交換)

<各委員の主な意見は以下のとおり>

(1) 調査結果について

- ・暴力が1年以上継続した割合が男性で特に増加。その理由は。
→社会情勢の変化とともに、男性被害の実態が表面化した。
- ・DV被害を相談する割合が、減少している。その理由は。
→「相談するほどのことではないと思った」「相談しても無駄だと思った」と考える人が増加。
- ・相談しなかった理由に「恥ずかしくて誰にも言えなかった」とあるように、特に女性は、DV被害を受けているという認識が不足している場合がある。
特に夫から妻への言葉による精神的暴力は、ジェンダー的な差別によるものが多い。
弱い立場(一般的に女性・子ども)への攻撃が、DVであるという加害の認識が必要。
- ・DV相談窓口を知っていても、相談後の変化に対する不安のため、相談しない被害者がいる。
相談後の対応について明確にされていれば、一歩踏み出しやすいのでは。
- ・相談窓口の認知度が増加しているが、京都府が行っている施策の認知度は低いまま。
啓発方法を工夫すべき。

(2) 相談の現状について

<相談員>

- ・女性相談が多いため、男性からの問い合わせは、加害者のなりすましでないかを考えて対応。
- ・問い合わせ内容によっては、加害者と被害者を見極めることが難しい。
- ・男性被害者は、仕事等の都合等により、避難等の対処が取り難い。(女性も現在は、生活力が向上しているので同じ問題を抱えている人が多い)
被害者側だけが、暮らしの環境や人生を変えるような負担を背負わない対応を考えるべき。
- ・男性被害者は、女性からのDV被害を相談しても、なりすまし等による理由により信用されなかったり、「男性なのだから〇〇」というような強いジェンダーバイアスにより、真剣に話を聞いてくれないという不安を抱えている。
- ・男性被害・加害やLGBT等に対応できる多様な相談員の人材育成が必要である。

<委員>

- ・男性やLGBTの人の被害は、フェミニストカウンセリングという視点が効果的では。

(3) 計画改定に係る主な論点について

①環境づくり（気づきや理解促進、意識啓発等）

- ・ SNSを活かすことで、相談へのハードルが下げることができる。10・20代、30・40代向けなど、個別のかつ多面的に実施し、若年層が相談しやすい環境をつくる。
- ・ 正しく SNS等を使用するためにも、幼い頃からのメディアリテラシー教育が必要。
- ・ 学生を対象にしたストーカーや性犯罪における防犯教室では、男女ともに受講するケースもあり、被害者・加害者をつくらないだけでなく、傍観者にならないための取組を進めている。
- ・ 警察による防犯教育は、社会の根底の善し悪しという視点からのアプローチなので、行政が行うよりも住民に対して効果的である。
- ・ 警察による取組は、あくまでもきっかけづくりの導入部分にすぎず、普段から子どもを見守ることができるのは学校の教職員であり、授業の一貫として、教育現場における積極的な取組、教職員の意識改革が必要。
- ・ 日本の小・中学校では、性教育の取扱がなく、教職員も教える知識が不足している。
- ・ 「知っていても言えない」というような傍観者による第三者的加害を生み出さない。
- ・ 府内2/3の高校で、デートDV冊子を活用した授業を実施。必要に応じて教材化等、方法の見直しを検討する。
- ・ 医師が講師として、高校へ出張講座している取組を行っているが、人材不足が課題。
- ・ 中・高校生を対象に、「命を考える教室」を実施し、DV啓発も行っている。ストーカー、性、DV問題等はつながりがあるので、すべてのテーマを関連させた低学年からの教育が重要。
- ・ 養護教諭の初任者研修においてDV問題を取り入れている。
- ・ 保健所、地域、学校教育の次は、家庭内教育が必要である。子どもは、幼い頃の影響を強く受けるため、親がパートナーシップの在り方について考える場面が必要。

②支援対象に即した相談・保護、自立支援

- ・ 警察におけるDV事案取り扱い件数が増える中、児童虐待、面前DV問題が増加している。長期一時保護が与える子どもへの影響やリスクを考え、保護の質を向上するべき。
- ・ 子どもの時からDVについて知っておくことで、自らが被害に気づくことができ、面前DV等の長期被害を防げることができる。
- ・ 婚姻届提出時、夫婦のパートナーシップ教育をすべき。（面前DV防止にもつながる）
- ・ 平成29年11月から、再発防止を目的としたストーカー加害（男性・女性）のカウンセリングを実施しているが、自ら積極的に受診しようとする人が少ない。
- ・ DVは当事者間のみの問題ではなく、周囲も関係者であるという社会の意識づけが必要。

③相談・保護、自立支援体制

- ・ 65歳以上の被害は、高齢者虐待防止法に基づき地域ケアマネージャーの対応になる。
- ・ 臨床心理士にジェンダーの視点がない。発達障害の視点からも考えるべき。
- ・ まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラー等における研修が必要。
- ・ 一時保護後の一定期間の継続したサポートが必要。
- ・ 地域生活サポーターが退所後の地域フォローを行うなど市町村における体制づくりが必要。
- ・ 被害者は、面識がなく信頼もない相談先に不安を抱えている。どのような相談窓口があり、どのような人とつながりを持って、いつまで支援してもらえるのか分かれば安心できる。

<家庭支援課>

- ・ 市町村職員は、異動や他業務との並行により経験値も少なく、専属でDV対応できる状況にない。

また、身近すぎて問い合わせにくいという問題もある。基礎研修を府が実施する必要性。

(以上)